

連結会計における支配獲得後の子会社株式の一部売却に関する会計処理 —親会社説に基づく利益と経済的単一体説に基づく利益の両立に向けた課題—

● 山下 奨

1 はじめに

2007年末から2008年初にかけて、2001年から開始された米国財務会計審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスプロジェクトの1つである企業結合プロジェクトによって行われた成果として、各審議会から企業結合会計基準の改訂版が公表された¹。同時に連結会計基準についても改訂が行われ、FASBからは2007年12月に財務会計基準書（SFAS）第160号「連結財務諸表における非支配持分」（FASB 2007b）が公表され、IASBからは2008年1月に国際会計基準（IAS）改訂第27号「連結及び個別財務諸表」（IASB 2008b）が公表された²。その後、IAS第27号の規定は、2011年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」（IASB 2011）に引き継がれている。

日本でも、このFASBとIASBとで共同で行われた企業結合プロジェクトで取り上げられた論点等に対応するため、企業会計基準委員会（ASBJ）で審議が行われた。その結果、2013年9月、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013c）が公表され、合わせて改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013d）（2013年改正連結会計基準）も公表された。企業会計基準委員会（2013d）では、FASB（2007b）およびIASB（2008b）と同様に、支配獲得後の、子会社株式の追加取得、子会社株式の一部売却（親会社と子会社の支配関係が継続しているとき）、および子会社の時価発行増資等といった非支配株主との取引は、損益取引ではなく資本取引とされ、当該取引に伴う親会社の持分変動による差額は資本剰余金として損益には含めないことが要求されている（企業会計基準委員会 2013、28-30項、53-2項）。

本稿では、非支配株主との取引のうち、支配関係が継続する支配獲得後の子会社株式の一部売却に焦点を当てる。親会社説と経済的単一体説といった連結基礎概念から導かれる会計処理は、後述するように、のれんの未償却額の処理や一部売却において生じる差額の処理など、いくつかの違いを生じさせる。親会社説では、親会社に帰属する資本（株主資本）に対応する親会社株主に帰属する利益が重視される一方、経済的単一体説では、親会社に加えて非支配株主も含めた資本に対応する企業集団全体に帰属する利益が重視され、一部売却を含めた非支配株主との取引において、大きな差異が生じることとなる。

本稿の目的は、支配獲得後の子会社株式の一部売却に関する会計処理について、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益の両立に向けた課題を検討することにある。本稿の特徴は、課題を指摘したうえで、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益の両立が難しい

1 1つは、2007年12月、FASBから公表された財務会計基準書（SFAS）改訂第141号「企業結合」（FASB 2007a）であり、もう1つは、2008年1月、IASBから公表された国際財務報告基準（IFRS）改訂第3号「企業結合」（IASB 2008a）である。

2 FASB（2007b）は、CAP（1959）の改訂版である。

ことを示しているところにある。

以下、第2節では、非支配株主との取引のうち支配獲得後の一部売却に関する規定を概観する。第3節では、一部売却の会計処理の課題を整理する。第4節では、その課題の解決策を検討する。第5節では、結論を述べる。

2 支配獲得後の子会社株式の一部売却に関する諸規定

本節では、支配獲得後の子会社株式の一部売却に関する諸規定を概観する。IFRS第10号のほか、日本基準については、2013年改正連結会計基準の適用時期が2015年4月1日以後（2014年4月1日以後早期適用可能）であるため、2008年12月に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008b）（2008年連結会計基準）と2013年改正連結会計基準の両方を取り上げる。

2.1 IFRSにおける支配獲得後の子会社株式の一部売却の規定

IFRSでは、支配獲得後の非支配株主持分との取引は、2008年に修正されたIAS第27号の規定を引き継いだ、2011年に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」（IASB 2011）に規定されている。

IFRS第10号では、親会社の子会社に対する所有持分の変動のうち、親会社の子会社に対する支配の喪失とならないものは、資本取引（すなわち、所有者としての立場での所有者との取引）であるとされている（IASB 2011, 23項）³。したがって、支配を喪失しない結果となる子会社株式の取得または売却取引から損益は生じない。他方で、株式の売却等によって支配を喪失した場合には、生じた差額について、利得又は損失として親会社に帰属する純損益に認識することなどが要求されている（IASB 2011, 25項）。

非支配持分が保有している持分の割合が変動した場合には、子会社に対する相対的持分の変動を反映するために、支配持分と非支配持分の帳簿価額を修正しなければならないとされ、非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させなければならないとされている（IASB 2011, B96項）。なお、資本の具体的な内訳項目に関する制約は、親会社への帰属以外には付されていない。

なお、2008年のIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の修正は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーのうち9名により、公表が承認されたが、非支配持分及び子会社に対する支配の喪失の会計処理について、残りの5人から反対意見が表明された（IASB 2008b）⁴。このように、必ずしも全会一致で承認されたわけではない。

2.2 2008年連結会計基準における支配獲得後の子会社株式の一部売却の規定

2008年連結会計基準では、子会社株式の一部売却について、親会社と子会社の支配関係が継続している場合、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額し、売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理し、売却に伴うのれんの償却額についても同様に処理するとされている（企業

3 支配獲得後の非支配株主持分との取引による影響は、IFRS任意適用企業のSBIホールディングス等の開示で見ることができる。

4 その5名は、Philippe Danjou、Jan Engström、Robert P Garnett、Gilbert GélardおよびTatsumi Yamadaである。

会計基準委員会 2008b, 29項)。

また、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するとされている(企業会計基準委員会 2008b, 29項)。この規定は、支配の喪失時に残存投資の公正価値評価を行う IFRS 第10号 (IASB 2011, 25項) の取扱いとは異なっている⁵。

2.3 2013年改正連結会計基準における支配獲得後の子会社株式の一部売却の規定

2013年9月に公表された改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(2013年改正基準)(企業会計基準委員会 2013c)では、非支配株主との取引については、連結会計基準における子会社株式の追加取得及び一部売却等の取扱い(連結会計基準第28項から30項)に準じて処理することが求められている(企業会計基準委員会 2013c, 46項)⁶。

その連結会計基準である改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2013d)においては、追加取得、一部売却、時価発行増資等の非支配株主との取引は、損益取引ではなく資本取引とされ、当該取引に伴う親会社の持分変動による差額は資本剰余金として損益には含めないことが要求されている(企業会計基準委員会 2013d, 28-30項、53-2項)。その理由は、従来の会計処理方法による実務上の課題に対して最も簡潔に対応する方法が、損益取引の範囲を狭めることであるとも考えられたためとされている(企業会計基準委員会 2013d, 51-2項)⁷。

子会社株式の一部売却については、親会社と子会社の支配関係が継続する場合、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額し、売却による親会社の持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は資本剰余金とするよう求められている(企業会計基準委員会 2013d, 29項)。なお、のれんを減額する場合における実務上の負担や、のれんを減額しないこととしている国際的な会計基準における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないこととされている(企業会計基準委員会 2013d, 66-2項)。この規定は、おおむね IFRS 第3号と同様である。ただし、差額について、資本剰余金を含めて単に資本への振替を求める IFRS 第10号 (IASB 2011, B96項) と異なり、資本剰余金のみへの振替が要求される点が異なっている⁸。

2013年1月公表の企業会計基準公開草案第50号(企業会計基準第22号の改正案)「連結財務諸

5 この違いは、たとえば、日本基準から IFRS へ移行した企業の IFRS 任意適用前後の数値に大きな影響を与える。資本および利益に大きな影響があると、任意適用前後で親会社所有者帰属持分当期純利益率(ROE)などの資本利益率が大きく変わる可能性がある。

6 そのほか、①旧来の当期純利益を親会社株主に帰属する当期純利益とし、非支配株主に帰属する当期純利益控除前の利益を当期純利益と表示すること、②少数株主持分を非支配株主持分と名称変更すること、③取得関連費用は、取得原価に含めず、発生した事業年度の費用とすること、④暫定的な会計処理が確定した場合、企業結合年度の翌年度の特別損益から企業結合年度の財務諸表に取得原価の配分額の見直しを反映させることなどが、主な改正点となっている。なお、適用時期について、子会社株式の追加取得等の会計処理、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱いは、2015年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用(早期適用は2014年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から可能)とされ、表示は2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用(早期適用禁止)とされている。

7 ただし、日本が重視する親会社投資の視点からは、非支配株主との取引を資本取引と位置付けることについて、理論的に導き出すことは必ずしも容易ではないということも合わせて述べられている。

表に関する会計基準（案）」（企業会計基準委員会 2013b）では、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する額も、売却持分と同様に売却価額から控除し、これらの差額を資本剰余金とすることが提案されていた（企業会計基準委員会 2013b, 29項）⁹。これは、購入のれん方式を採用している現行の連結会計基準において、のれんは投資原価の一部であり、また、親会社持分相当額しか計上されていないため、他の資産及び負債とは異なるものであること、さらに、のれんの未償却額を減額しない場合、一部売却した親会社持分相当額に対応するのれんの償却費が次期以降にも認識され、「親会社株主に帰属する当期純利益」が適切ではないという考え方に基づくものであった（企業会計基準委員会 2013d, 66-2項）。公開草案に寄せられたコメントを踏まえた審議の過程では、支配獲得後は支配が継続している限り、償却や減損を除き、のれんを減額すべきではないという考え方に基づく意見のほか、支配獲得後の追加取得時にはのれんが追加計上されない一方、一部売却時にのれんを減額すると、追加取得時の会計処理と整合した取扱いにはならないという意見も寄せられたという（企業会計基準委員会 2013d, 66-2項）。

なお、今までの規定と同様、子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する（企業会計基準委員会 2013d, 29項）とされている。この規定は、支配の喪失時に残存投資の公正価値評価を行う IFRS 第10号（IASB 2011, 25項）の取扱いとは異なっている。

3 一部売却の会計処理の課題

本節では、一部売却の会計処理の課題として、親会社説に基づく利益と経済的単一体説に基づく利益のズレを指摘し、設例をもとにそれぞれの説に基づく一部売却の会計処理を説明する。

3.1 親会社説に基づく利益と経済的単一体説に基づく利益

桜井（2008）（2014）、山地（2014）では、連結基礎概念である親会社説と経済的単一体説を比較した図表等で、親会社説からは支配獲得後の非支配株主との取引が損益取引とみなされること、経済的単一体説からは支配獲得後の非支配株主との取引が資本取引とみなされることが示されている¹⁰。梅原（2010）では、非支配株主との取引と連結基礎概念との関係が検討されている。

山下（2008）では、経済的単一体説を採っているとみられる FASB（2005）（最終基準である FASB（2007）の公開草案）の方法では、親会社説に基づく利益が開示されえないことを指摘し、

8 たとえば、2013年1月に ASBJ より公表された企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」等への日本証券アナリスト協会からのコメントでは、理由を明らかにするべきだという意見があった。

9 企業会計基準委員会（2013b）も、最終基準と同様に、企業結合プロジェクトによるものであり、同時に、企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」（企業会計基準委員会 2013a）が公表されている。

10 桜井（2008）（2014）、山地（2014, 122, 128）では、その他に、親会社説からは購入のれん方式が採られること、経済的単一体説からは全部のれん方式が採られること等が示されている。一方で、それほど単純ではないという見方も少なくない。黒川（1998）、高須（1998）、川本（2000）では、経済的単一体説と購入のれん方式のつながりの可能性や連結基礎概念の限界が示されている。たとえば、黒川（1998）では、経済的単一体説・全部のれん説（全部のれん方式）、経済的単一体説・購入のれん説（全面時価評価法）、親会社説（部分時価評価法）、比例連結の4つの視点から検討されている。さらに、秋葉（2014a）でも、経済的単一体説（狭義）と経済的単一体説（広義）があると考えたほうがよいとされている。

減損相当額を注記で示すことを示している。包括利益表示を詳細に検討している田中（2012）でも、経済的単一体説に基づく利益と親会社説に基づく利益の調整の必要性が指摘されている（田中2012，67）。

経済的単一体説を採用しているといわれるIASB（2008b）においては、これらの支配獲得後の非支配持分との取引は、資本取引であり、そこから損益は生じないことが示されている。しかし、ここでは、図表1の④経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益だけではなく、親会社に帰属する利益を開示することが要求されている（IASB 2008b）。そこで開示される利益は、①親会社説に基づく親会社株主（支配持分）に帰属する利益ではなく、③経済的単一体説に基づく親会社株主（支配持分）に帰属する利益である。

図表1 連結基礎概念と2つの利益の関係

	親会社株主(支配持分)に帰属する利益	企業集団全体に帰属する利益
親会社説	①	②
経済的単一体説	③	④

(山下2008を一部修正)

①の親会社に帰属する利益を表示するためには、支配獲得後の非支配株主との取引は、資本取引ではなく、損益取引として認識されるべきであると考えられる。そうすると、非支配株主との取引について、親会社株主に帰属する利益を表示または開示する段階では、損益を計上する一方で、企業集団全体に帰属する利益を表示または開示する段階では、それらの損益を相殺することが求められるように思われる。親会社にとっての利益計算を完遂するための支配持分と非支配持分の区分という観点からいえば、支配獲得後の非支配株主との取引を資本取引とすることは、適切ではないのである。

3.2 設例による説明

ここでは、設例をもとに、支配獲得後の子会社株式の一部売却について、親会社説を採っている企業会計基準委員会（2008b）と経済的単一体説を採っている企業会計基準委員会（2013d）に基づく、どのような会計処理が行われるのか説明する¹¹。

11 ここでの仕訳や図表は、日本公認会計士協会（2014）を参照している。上田（2014）では、企業会計基準委員会（2008b）や企業会計基準委員会（2013b）を含めた、一部売却の会計処理の詳細な検討が行われている。また、秋葉（2014b）では持分法適用関連会社になる場合を含めた一部売却の会計処理、秋葉（2014c）では一部売却におけるOCIの扱い、秋葉（2014d）では一部売却の税効果会計が、それぞれ説明されている。

図表2 支配獲得後の子会社株式の一部売却の設例（親会社説）

【設定】（単位は省略）

1. 新規取得年度（X1年3月31日）

ア. P社はS社株式80%をX1年3月31日に現金700で取得し、S社を連結子会社とした。

イ. P社の個別貸借対照表：資産800（うちS社株式700） 負債0 資本金800

ウ. S社の個別貸借対照表：資産500 負債100 資本金300 繰越利益剰余金100

エ. S社の資産のうち土地は100（簿価）であり、その時価はX1年3月31日300である。

2. 翌年度（X2年3月31日）

ア. P社はS社株式20%をX2年3月31日に200で一部売却し（合計60%、個別財務諸表上の取得原価525）、株式売却益25を計上した。なお、P社によるS社の支配は継続するものとする。

イ. P社の個別貸借対照表 資産825（うちS社株式525） 負債0 資本金800 繰越利益剰余金25

ウ. S社の個別貸借対照表（修正前）資産700 負債100 資本金300 繰越利益剰余金300（うち当期純利益200）

エ. S社の資産のうち土地は100（簿価）であり、その時価はX2年3月31日300である。

オ. のれんは10年で償却を行う。

(1) X2年3月31日の連結修正仕訳（開始仕訳）¹²

(借方)	資 本 金	300	(貸方)	S 社 株 式	700
	繰越利益剰余金	100		非支配株主持分	②120
	評 価 差 額	200			
	の れ ん	①220			

①S社株式700－（資本金300＋繰越利益剰余金100＋評価差額200）×P社持分80%＝220

②（資本金300＋繰越利益剰余金100＋評価差額200）×非支配株主持分20%＝120

(2) X2年3月31日の連結修正仕訳（のれんの償却）

(借方)	の れ ん 償 却	③ 22	(貸方)	の れ ん	22
------	-----------	------	------	-------	----

③のれん220÷償却年数10＝42

(3) X2年3月31日の連結修正仕訳（非支配株主に帰属する当期純利益の計上）

(借方)	非支配株主に帰属 する当期純利益	④ 40	(貸方)	非支配株主持分	40
------	---------------------	------	------	---------	----

④当期純利益200×非支配株主持分比率20%＝40

(4) X2年3月31日の連結修正仕訳（一部売却に伴う親会社の持分変動の処理）¹³

(借方)	S 社 株 式	⑤175	(貸方)	非支配株主持分	⑥160
	株 式 売 却 益	25		の れ ん	⑦49.5
	株 式 売 却 損	9.5			

⑤S社株式700×（売却持分20%／親会社持分80%）＝175

⑥（資本金300＋繰越利益剰余金300＋評価差額200）×非支配株主取得持分20%＝160

⑦（のれん220－のれん償却22）×（売却持分20%／親会社持分80%）＝49.5

⑧売却持分160＋のれんの未償却額49.5－投資の減少額175－個別上の株式売却益の修正25＝9.5

12 S社株式の取得や評価差額の計上等の個別上の会計処理は省略している。

13 株式売却益と株式売却損は、株式売却損益としてまとめることもできるが、個別上の損益の消去部分と連結上の損益の部分とをはっきりさせるため、分けて示している。

図表3 支配獲得後の子会社株式の一部売却における投資と資本の関連図（親会社説）

S社株式 525	1 7 5		16.5	5.5	のれん 220	
			148.5	49.5		
			120	40	40	評価差額 200
			180	60	60	資本金 300
			60	20	20	繰越利益剰余金 100
			120	40	40	当期純利益 200
			60% 80%			
		親会社持分	少数株主持分			
P社投資		S社資本				

図表2の(4)と図表3にあるように、親会社説を採っている企業会計基準委員会(2008b, 29項)に従えば、支配獲得後の子会社株式の一部売却によって生じる、親会社の持分の減少額(売却持分)と投資の減少額との差額は、子会社の売却損益の修正とされる。この売却損益の修正にはのれんの未償却額198のうち、売却した株式に対応する部分(20%部分)49.5が加わるため、のれんの未償却額49.5を含む親会社の持分の減少額(売却持分)209.5と投資の減少額175との差額34.5が子会社の売却損益の修正となる。

図表4 支配獲得後の子会社株式の一部売却の設例（経済的単一体説）

(設定および(1)から(3)までは図表2と同じなので、省略)

(4) X2年3月31日の連結修正仕訳(一部売却に伴う親会社の持分変動の処理)

(借方) S社株式 ⑤175 (貸方) 非支配株主持分 ⑥160
 株式売却益 25 資本剰余金 ⑦40

⑤S社株式700×(売却持分20%/親会社持分80%)=175

⑥(資本金300+繰越利益剰余金300+評価差額200)×非支配株主取得持分20%=160

⑦S社株式175+株式売却益25-非支配株主持分160=40

図表5 支配獲得後の子会社株式の一部売却における投資と資本の関連図（経済的単一体説）

S社株式 525	1 7 5		22		のれん 220	
			198			
			120	40	40	評価差額 200
			180	60	60	資本金 300
			60	20	20	繰越利益剰余金 100
			120	40	40	当期純利益 200
			60% 80%			
		親会社持分	非支配株主持分			
P社投資		S社資本		40	資本剰余金 40	

図表4の(4)と図表5にあるように、経済的単一体説を採っている企業会計基準委員会(2008b, 29項)に従えば、支配獲得後の子会社株式の一部売却によって生じる、親会社の持分の減少額(売却持分)160と売却価額200との差額は、資本剰余金とされる¹⁴。ここで売却持分と比較されるのは、投資の減少額ではなく売却価額である。また、のれんの未償却額198のうち、売却持分に対応する部分(20%部分)は減少させない。

親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益の違いは、このようなのれんの未償却額の扱いや一部売却によって生じる差額の扱いに起因している。次節では、この2つの違いを中心にして、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益が両立されるのかについて検討する。

4 一部売却における会計処理の検討

4.1 のれんの未償却額の扱い

先述のように、親会社説と経済的単一体説とで、売却持分と比較される対象が異なる。親会社説では投資の減少額であるのに対し、経済的単一体説では売却価額である。さらに、親会社説で用いられる売却持分には、売却持分に対応するのれんの未償却額が含まれ、その分だけ連結上の持分変動差額(売却損益)が減少することになる。一方、経済的単一体説で用いられる売却持分には、のれんの未償却額が含まれておらず、その分だけ経済的単一体説による連結上の持分変動差額(現行基準では資本剰余金)が親会社説によるそれよりも大きくなる傾向にある。追加取得では、購入のれん方式であれば、親会社説に基づく会計処理も経済的単一体説に基づく会計処理も、差額の測定方法は変わらず、のれんと資本剰余金といった差額の性質が異なるのみである。一部売却では、差額の測定方法も性質(勘定科目)も変わる点で、より複雑といえる。

企業会計基準委員会(2013d)で減額されないのれんの未償却額は、非支配株主持分に振り替えられることは要求されておらず、非支配株主に帰属するのれんが計上されることはない。このように購入のれん方式のもとで親会社株主に帰属するのれんの未償却額が減額されないと、親会社株主に帰属するのれんが過大計上されることになる¹⁵。さらに、このような過大計上があると、事後の償却・減損時にのれんが減額されるときに、過大計上分ののれんに関する償却費や減損損失が遅れて認識されることになる。

親会社説では、一部売却時に売却持分に対応する分だけのれんを含めた投資の回収が行われたとみられるため、投資の一部であるのれんの未償却額を減額しないのは、問題がある。一方、経済的単一体説では、償却や減損を除いて、のれんを減少させることは基本的にない。経済的単一体説のもとで全部のれん方式を採用する場合、売却持分に対応して親会社株主に帰属するのれんを非支配持分に帰属するのれんに振り替えることで、親会社株主に帰属するのれんの過大計上を避けることができる。上記のような問題は、購入のれん方式と経済的単一体説の相性がよくないことを示しているのかもしれない。

4.2 差額の扱い

一部売却において持分変動差額が生じる場合、その性質が問題となる。以下では、売却損益、

14 規定上、逆のケースである売却持分が売却価額よりも大きい場合も、符号は逆であるが、資本剰余金となる。

15 この点につき、上田(2014)では購入のれん方式の見直しが提案されている。

資本剰余金、利益剰余金、その他の包括利益（OCI）の4つに分けて、検討する。

（1）売却損益

設例でみたように、親会社説では、支配獲得後の子会社株式の一部売却は、損益取引であり、企業会計基準委員会（2008b）に従えば、差額が生じる場合は売却損益の修正として処理される。個別上の損益が消去されるだけでなく、連結上の損益が新たに生じうる。しかし、窪田（2013）では、投資家の視点から、連結上の利益調整の誘因となりうるような、支配関係が継続する子会社株式の一部売却に伴う差額の損益算入への強い違和感が示され、親会社説に基づく会計処理が批判されている（窪田2013, 47）¹⁶。売却損益とすると、経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益を表示することはできず、両立はできない。

（2）資本剰余金

設例でみたように、経済的単一体説では、支配獲得後の子会社株式の一部売却は、資本取引であり、企業会計基準委員会（2013d）に従えば、差額が生じる場合は資本剰余金として処理される。IASB（2008b）や企業会計基準委員会（2013d）のように連結上の売却損益が出ないことは、投資家から評価されているようである（窪田 2013等）。

しかし、川本（2013）や大雄（2015）では、同じ非支配株主との取引である子会社株式の追加取得において、資本剰余金処理には問題があると指摘されている。利益剰余金も含めて、剰余金処理では、リサイクリングされることがなく、損益に入らないためである。また、川本（2013）では、追加取得において、経済的単一体説に基づく会計処理を行う場合、全部のれん方式と購入のれん方式の違いによって利益剰余金と資本剰余金という帰属先が変わることが指摘されている（川本 2013, 4-5）。大雄（2015）では、パナソニックの事例をもとに、全部のれん方式と購入のれん方式の違いが資本と利益の区分に影響することが示され、全部のれん方式ではのれんの費用処理（IFRSでは減損処理のみ）を通して利益剰余金に、購入のれん方式では資本剰余金となるとされている（大雄 2015, 31）。このように資本剰余金とすると、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益を表示することはできず、両立はできない。

（3）利益剰余金

経済的単一体説では、支配獲得後の子会社株式の一部売却は、資本取引であり、IASB（2011）に従えば、資本の内訳のうち資本剰余金はもちろん、利益剰余金とすることも妨げられていないように思われる。たとえば、梅原（2010）では、非支配株主との取引の1つである追加取得の会計処理の検討において、差額を利益剰余金としている。黒川（1998）でも、差額について連結上の売却利益と資本修正が取り上げられて検討されている。

利益剰余金処理は、リサイクリングされず差額が損益に含まれないなど資本剰余金処理と同じ問題点を持っており、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益を表示することはできず、両立はできない。

（4）その他の包括利益（OCI）

16 なお、森田（1998, 15）では、経済的単一体説の処理は、現時点では作成者側の感覚とは相容れないとされていた。

大雄（2015）では、追加取得において生じる差額を OCI にするという提案がなされている（大雄 2015, 36-37）¹⁷。さらに、事後の会計処理として、規則的な償却をとおしてリサイクリングを行う提案がなされている（大雄 2015, 38）。ただし、現行の概念フレームワーク等からは OCI とするのは難しいおそれがあるともされている（大雄 2015, 37）。資産と負債を重視する経済的単一体説と、親会社株主に帰属する損益を重視する親会社説を両立させることを目指そうとしており、両立させるよいアイデアとなりそうである。

親会社株主に帰属する利益を重視する考え方からは、いくつかの工夫が必要である。連結上生じる（基本的には親会社説と経済的単一体説の違いに起因する）OCI は、さしあたり親会社説に合わせてリサイクリングすることが考えられる。リサイクリングは、OCI から純利益への振替という純資産内の項目の振替なので、（少なくとも支配が継続する限り）基本的には資産と負債には影響しないと考えられる。

しかし、一部売却において生じる持分変動差額を OCI としたうえで、純利益へのリサイクリングのタイミングを親会社説による損益のパターン、すなわち一部売却の売却損益に合わせてと、OCI が即時リサイクリングされるという問題が生じる。経済的単一体説からすると、一部売却に伴って売却損益が生じることが問題であるのにもかかわらず、損益処理も OCI 処理も、実質的に同じ処理となり、売却損益（のようなもの）が生じることになってしまうのは問題であろう。また、このように親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益を表示するためにリサイクリングを行う場合、代わりに経済的単一体説に基づく企業集団全体の利益が表示されないこととなってしまうように思われる。

このように見ると、上記の（1）～（4）のどの差額の扱いにしても、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益を財務諸表本体で両立させるのは困難そうである。

5 おわりに

本稿では、親会社説と経済的単一体説に基づく利益の違いおよび支配獲得後の子会社株式の一部売却の会計処理の違いを示したうえで、支配獲得後の子会社株式の一部売却における親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益の両立を検討した。その結果、親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益（図表 1 の①）と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益（図表 1 の④）を合わせて表示するのは、のれんの未償却額や一部売却によって生じる差額に関する問題があり、難しいことを指摘した。

のれんの未償却額は、親会社説では一部売却時に売却持分に対応する分だけ減額されるが、経済的単一体説では減額されない。企業会計基準委員会（2013d）のように、経済的単一体説において購入のれん方式を採るときには、親会社に帰属するのれんが過大計上され、事後の損益のタイミングや金額に影響を与えることを示した。

一部売却によって生じる差額については、売却損益、資本剰余金、利益剰余金、OCI のそれぞれを検討した。いずれも親会社説に基づく親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団利益の一方を示せるものの、両立して表示することは困難であることを示した。企業会計基準委員会（2013d）のように、一部売却時に持分変動差額として資本剰余金に含まれる額

17 企業結合等において OCI を用いるアイデアとしては、段階取得に関する山内（2010）がある。また、窪田（2013）では、IAS28号修正公開草案の審議の過程で、関連会社の持分変動から生じる差額を OCI にする案が鶯地委員から出されているとされている。

がりサイクリングされない場合、損益のタイミングが異なるだけでなく、損益の総額も変わることになる。

今後の課題としては、親会社株主に帰属する利益と経済的単一体説に基づく企業集団全体に帰属する利益の両立が可能な代替案の検討、持分法適用会社になる場合を含む支配喪失を伴う一部売却の会計処理¹⁸、非支配株主持分や包括利益の定義¹⁹、支配獲得後の非支配株主との取引とリスクからの解放との関係、支配獲得後の非支配株主との取引である追加取得と時価発行増資の会計処理²⁰等が挙げられる。

参考文献

- Committee on Accounting Procedure (CAP). 1959. Accounting Research Bulletin (ARB) No. 51. *Consolidated Financial Statements*. New York, NY: AIA.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2005. Proposed Statements of Financial Accounting Standards. *Consolidated Financial Statements, Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries—a replacement of ARB No. 51*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007a. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007b. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements – an Amendment of ARB No. 51*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008b. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- 秋葉賢一. 2014a. 「経済的単一体説の展開—わが国での対応も含めて」『企業会計』第66巻第1号. 110-117.
- 秋葉賢一. 2014b. 「Q&A コーナー | ~気になる論点 (103) 子会社株式の一部売却 (1) —過去に計上したのれんと資本剰余金—」『週刊経営財務』No.3159. 22-25.
- 秋葉賢一. 2014c. 「Q&A コーナー | ~気になる論点 (104) 子会社株式の一部売却 (2) —リサイクリングの有無—」『週刊経営財務』No.3161. 34-37.
- 秋葉賢一. 2014d. 「Q&A コーナー | ~気になる論点 (103) 子会社株式の一部売却 (3) —税効果の適用—」『週刊経営財務』No.3162. 30-33.
- 上田晋一. 2007. 「全部のれん方式と少数株主持分の測定問題—IASB 型連結手続の検討」『企業会計』第59巻第4号. 72-80.

18 持分法に関する会計基準等には、企業会計基準委員会 (2008c) やその改正を反映した日本公認会計士協会 (2009) 等がある。

19 梅原 (2013) や上田 (2014) でも指摘されている。なお、純利益と包括利益の関係等については、辻山 (2007) や川村 (2011) 等を参照。

20 追加取得の会計処理は、黒川 (1998)、森田 (1998)、大雄 (2003) (2009) (2015)、梅原 (2006)、川本 (2013)、秋葉 (2014d) 等で検討されている。また、時価発行増資等の会計処理は、醍醐 (1995)、黒川 (1998)、森田 (1998)、梅原 (2006)、上田 (2007)、二村 (2012) 等で検討されている。

- 上田晋一, 2014, 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点—「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして—」『成城大學經濟研究』第204号, 77-95.
- 梅原秀継, 2006, 「連結会計における少数株主持分—パーチェス法との関連を中心として」『企業会計』第58巻第9号, 68-75.
- 梅原秀継, 2010, 「子会社株式の売却をめぐる論点—IFRSの動向とその課題—」『会計・監査ジャーナル』第659号, 85-92.
- 梅原秀継, 2013, 「連結会計における資本と利益—公開草案第50号の特徴とその影響—」『企業会計』第65巻第6号, 29-36.
- 大雄智, 2003, 「子会社株式の追加取得と売却—支配概念と利益測定」『横浜経営研究』第24巻第3号, 261-274.
- 大雄智, 2009, 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 大雄智, 2015, 「新会計基準と資本の歪み」『會計』第187巻第1号, 27-39.
- 川村義則, 2011, 「純利益と包括利益」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集, 『体系 現代会计学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社, 197-241.
- 川本淳, 2013, 「積み木の連結会計基準」『企業会計』第65巻第12号, 4-5.
- 企業会計基準委員会, 2008a, 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会, 2008b, 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会, 2008c, 改正企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会, 2013a, 企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会, 2013b, 企業会計基準公開草案第50号（企業会計基準第22号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会, 2013c, 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会, 2013d, 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 窪田真之, 2013, 「投資家から見た「企業結合会計基準」改正がもたらすインパクト」『企業会計』第65巻第6号, 44-50.
- 黒川行治, 1998, 『連結会計』新世社.
- 斎藤静樹, 2013, 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝, 2008, 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』第60巻第1号, 65-72.
- 桜井久勝, 2014, 『財務会計講義 第15版』中央経済社.
- 醍醐聰, 1995, 「連結会計上の資本と利益—子会社増資の場合—」醍醐聰編著『連結会計—体系と形態—』同文館, 41-63.
- 高須教夫, 1998, 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」, 山地秀俊・中野常男・高須教夫, 『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所, 1-70.
- 田中建二, 2012, 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』第683号, 65-70.
- 辻山栄子, 2007, 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計のフレームワーク」第2版』中央経済社, 135-153.
- 日本公認会計士協会, 2009, 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会, 2014, 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 二村雅子, 2012, 「持分変動差額の会計—取引の捉え方に着目した分析—」『産業経理』第72巻第3号, 93-

103.

- 森田哲彌. 1998. 「「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の概要と考え方」森田哲彌・白鳥庄之助編著『連結財務諸表原則詳解』中央経済社. 1-20.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下奨. 2008. 「親会社説に基づく支配持分利益の開示」『商学研究科紀要』第66号. 177-191.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集. 『体系 現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.